

ウェブハンドリング技術研究会 会則

第1条 背景および目的

ウェブハンドリング技術とは、素材としてのウェブの品質を保ちながら、ウェブの搬送・巻取・巻出を行う技術であり、他のコンバーティング加工技術の精度や品質に対して重要な役割を担っている。特に薄膜長尺の材料を扱う上での非常に重要な基盤技術であると同時に、日本の高度経済成長を支えた基盤技術の一つであるが、未だ解決に至っていない課題が山積している。

本研究会の目的は、ウェブハンドリング技術研究の発展と社会実装を推進する場を提供し、かつ若手から熟練に至る全てのウェブハンドリング技術者が学べる場を提供し、もって、日本のものづくり産業の発展と社会課題の解決に寄与することとする。

第2条 名称

本研究会の名称は、ウェブハンドリング技術研究会とする(以下、本研究会と称す)。

第3条 活動の場

本研究会の活動の場は、幹事会で都度決定する。ただし、急を要する場合は会長の判断により決定し、速やかに幹事会へ報告する。

第4条 活動

1. 【ウェブハンドリング勉強会の開催】

本研究会は、ウェブハンドリング技術に関連する要素技術、メカニズム、研究成果等を会員が学ぶことができる勉強会を定期的に開催する。勉強会の開催は、会計年度内に6回を目安とする。

2. 【ウェブハンドリング技術の学術研究の支援】

ウェブハンドリング技術の学術を研究する大学ならびに公的機関に所属する研究者を金銭的に支援する。具体的な運用は学術研究支援委員会で決定する。

第5条 会員

1. 【入会要件】

本研究会の各会員は、本研究会の趣旨に賛同し、かつ幹事会において承認を得た者とする。

2. 【会員構成】

- (1) 法人会員: 企業、団体、事業所
- (2) 個人会員: 個人
- (3) 特別会員: 大学や公的機関に所属する研究者、技術者、またはウェブハンドリング技術について相当の知識および経験を有する個人、または本研究会の役員

3. 【会費納入の義務】

本会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、毎事業年度、会費を納入しなければならない。

4. 【会員の権利】

本研究会の会員は、ウェブハンドリング勉強会に参加する権利を有する。

5. 【退会希望】

本研究会の会員は、書面による届出をして、本研究会を退会することができる。但し、会費の滞納がある場合、その未納会費を全納しなければならない。

6. 【会員の除名】

(1)会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

(a)本会の定款又は規則に違反したとき。

(b)本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(2)【反社会勢力の排除】

次の各号に掲げる行為をしたときは、幹事会の決議により除名することができる。但し、当該会員に対し、幹事会の開催までにその旨を通知し、かつ、幹事会において弁明をする機会を与えなければならない。

(a)反社会的勢力に該当、又は関与したとき。

(b)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

7. 【会員の資格喪失】

会員の退会および除名のほか、会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1)会員である法人が解散又は破産したとき。

(2)会費を納入せず、督促後なおこれを1年以上納入しないとき。

第6条 幹事会

1. 【構成】

(1)総会で選任された役員で幹事会を構成し、本研究会を運営する。

(2)役員は、幹事および監査役とする。

(3)幹事は、15名までとする。

(4)監査役は、3名までとする。

2. 【役員を選出】

(1)幹事および監査役は、幹事会で推薦し、総会で選任する。

(2)幹事のうち、1名を会長とする。

(3)会長は、幹事会で選出する。

(4)会長は、幹事の中から副会長を1名指名でき、幹事会の承認を得て選任する。

(5)総会時以外での役員の選任には、幹事会で該当者を推薦の上、臨時総会による承認を必要とする。

3. 【役員の任期】

役員の任期は 2 年とし、総会終了のときから、翌々年度の総会終了のときまでとする。但し、再任を妨げないものとする。また、補欠により選出された役員は、前任者の残任期間と同様とする。

4. 【臨時監査役】

監査役が不在の場合、次の総会まで、幹事 1 名を監査役として選出できる。監査役に選出された幹事は、一時的に幹事の任を解くものとする。

5. 【幹事の職務】

(1)会長は、会を代表して会務を統括する。

(2)副会長は会長を補佐する。また、会長が何らかの事由により職務の遂行が困難である場合に、副会長は職務を代行する。

(3)幹事は、幹事会に出席し本研究会の重要事項を議決・承認する。

6. 【監査役職務】

監査役は、幹事の職務執行状況を監査・監督するとともに、会計監査を担う。

7. 【幹事会の運営】

(1)幹事会は、事業計画に基づいて開催するものとし、当会の招集者は会長とする。また、その他必要に応じて適宜開催できるものとする。

(2)前項における開催に関し、過半数以上の幹事が出席し、必要な賛成数をもって承認・決議するものとする。

(3)幹事会において、承認・決議するものは以下のとおりとする。

(a)出席幹事の 2 分 1 以上の賛成を必要とするもの

- ①会長の選任、副会長の承認
- ②各幹事の役割選出
- ③各会員の入会承認
- ④経費使用の承認
- ⑤勉強会の企画および開催場所の承認
- ⑥総会の招集決議
- ⑦事業計画案の承認
- ⑧予算案の承認
- ⑨幹事の推薦
- ⑩学術研究支援委員の選任
- ⑪後援企業の承認
- ⑫学生オブザーバーの承認

(b)出席幹事の 3 分の 2 以上の賛成を必要とするもの

- ①会長および副会長の解任

(4)監査役の幹事会への出席は必須では無いが、幹事会への招集は必須とする。

(5)監査役は、会長へ臨時幹事会の開催を要請できる。

8. 【役員解任】

総会において、役員解任の決議がなされ、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得た場合、当該役員を解任する。

9. 【学術研究支援委員会】

(1)学術研究支援委員会は、第4条第2項に定めるウェブハンドリング技術の学術研究の支援事業の詳細を、幹事会から独立して決定する。具体的には、支援先の選定および支援金の決定を担う。

(2)本委員会は、幹事会で選任された学術研究支援委員で構成される。なお、本委員は、支援対象候補者を除き、幹事の中から選任されるものとする。

(3)本委員会の決議には、委員の過半数以上の賛成を必要とする。

(4)本委員会で決定する支援金の総額は、総会で承認された予算の範囲内とする。

(5)委員による利益相反行為を禁止する。すなわち、委員が所属する団体ならびに実質的に運営する団体を、支援先にすることを禁止する。また、委員が支援先から金銭ならびに同等物を受け取ることを禁止する。

(6)支援金の詳細は、当該年度の事業報告書に記載し、会員に総会で報告する。

第7条 事業年度および総会

1. 【事業年度】

本研究会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。毎年6月末日までに定時総会を開催するものとする。

2. 【総会での決議要件】

本研究会の総会は、会員の半数以上が出席し、以下それぞれ承認を得るものとする。

(1)出席した議決権の2分1以上の賛成を必要とするもの

- ①役員を選任
- ②事業計画の承認
- ③予算の承認
- ④事業報告書の承認
- ⑤監査報告書の承認

(2)出席した議決権の3分2以上の賛成を必要とするもの

- ①会費の変更
- ②会則の変更
- ③役員解任
- ④会員除名

3. 【議決権】

法人会員、および個人会員、特別会員は、議決権を1つ有する。

第8条 会費

1. 【年会費】

本研究会の会費は下記に定めるものとする。

法人会員：15万円/年

個人会員：3万円/年

特別会員：幹事会の決定に準ずる

2. 【退会時の会費の取扱い】

会員が事業年度の途中で退会する場合、第1項に定める当該事業年度の会費は払い戻されな
いものとする。

第9条 経理・会計

1. 会長および副会長は善良なる管理者の注意をもって、事務局が行う会計処理や資金管理を監督する。
2. 経費収支報告は、事務局から、会長・副会長・監査役への月次の経理報告によるものとする。
3. 毎会計年度が終了した後に開催される総会において、会長あるいは副会長は、監査役による会計監査を受けて当期会計報告をしなければならない。

第10条 知財の取扱い

各会員は、本研究会の活動において発明等を行った場合は、直ちに幹事会に通知するものとし、その取扱いを別途協議の上決定するものとする。

第11条 秘密情報の取扱い

1. 本研究会の活動においては、原則として秘密情報を取り扱わない。但し、勉強会において提供される資料等に関しては、無断で会員外の第三者に配布・複製等を行うことはできないものとする。
2. 各会員は、秘密情報を開示する必要がある場合には、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し、当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

第12条 個人情報の取扱い

1. 各会員は、「個人情報」を個人情報保護法に従い適正に取り扱うものとする。
2. 各会員は、本研究会の活動の過程において、個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法の定めを遵守して、個人情報を取り扱うものとする。
3. 各会員は、万が一、本研究会の活動の過程で、個人情報が漏えい、流出等(以下、「漏えい」という)の事故が発生した場合は、本研究会および当該会員に対して、直ちに、通知するとともに、漏え

い等の原因を調査し適切な処置を講ずるものとする。

第 13 条 事務局

1. 本会の会務を円滑に遂行するため、必要に応じて、その事務を行う事務局を設置する。また、事務局は本会が実施する事業において、幹事会を支援し共に活動する。
2. 事務局は、会長および副会長の統率のもとで活動する。会長および副会長は、会務に関わる事務を掌理する。
3. 事務局に関する事項は、幹事会において決議する。

第 14 条 後援企業

1. 本研究会の後援企業は、本研究会の趣旨に賛同し、幹事会において承認を得た企業とする。
2. 後援企業は、幹事会との合意に基づき、本研究会の事業を援助する。
3. 後援企業は、勉強会に参加することができる。

第 15 条 学生オブザーバー

1. 学生オブザーバーは、大学、大学院、高等専門学校等に在籍する学生であって、本会の趣旨に賛同し、かつウェブハンドリングおよびその関連技術に関心を有し、幹事会において承認を得た個人とする。
2. 学生オブザーバーの権利は、無償とする。なお、幹事会は、在学証明の提出を求めることができる。
3. 学生オブザーバーは、本研究会が主催するウェブハンドリング勉強会に無料で参加できる。
4. 学生オブザーバーの有効期限は、最長で 1 年間とし、事業年度末までとする。但し、更新を妨げないものとする。
5. 学生オブザーバーは、次の各号の一に該当するときは、その権利を喪失する。
 - (1) 教育機関を卒業もしくは退学し、学生で無くなったとき。
 - (2) 有効期限を過ぎたとき。
 - (3) その他、幹事会が認めたとき。

付則

1. 本会則は、2024 年 5 月 12 日の総会での承認により、即日施行する。
2. 本会則は、2026 年 5 月 15 日の総会での承認により改正し、即日施行する。

以上